



資料 1

がけ地を所有される皆様、
がけ地の近くにお住まいの皆様へ

土砂災害防止法に基づく基礎調査結果 区域図(案)の公表に関する説明会

令和6年11月
神奈川県 横浜川崎治水事務所

～内容～

- 1 “がけ崩れ”について
- 2 総合的な土砂災害対策
- 3 横浜市内の区域指定と見直し調査について
- 4 区域図(案)の公表

～内容～

1 “がけ崩れ”について

1-1 土砂災害の種類

1-2 横浜市内の“がけ崩れ”の例

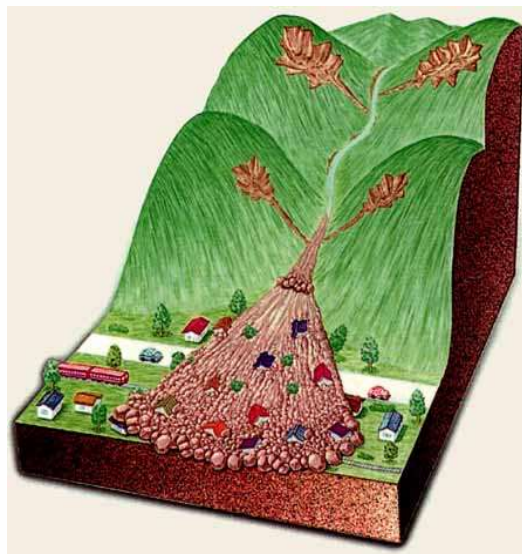
1-1 土砂災害の種類

①がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)



大雨などの影響で、“がけ”
が一気に崩れ落ちる現象

②土石流



大雨によって、土石が水と
一体となり、**猛スピード**で
沢や谷を流れ下る現象

③地滑り



広い範囲の斜面が、
地下水などの影響を受け、
動き出す現象

1-2 横浜市内の“がけ崩れ”の例

(令和4年度)



1-2 横浜市内の“がけ崩れ”の例

(令和6年度)



～内容～

2 総合的な土砂災害対策

- 2-1 “がけ崩れ”対策（『ハード対策』と『ソフト対策』）
- 2-2 『ハード対策』の実施状況
- 2-3 『ソフト対策』法律施行のきっかけ
- 2-4 警戒区域等の指定について
- 2-5 警戒区域等に指定されると（土地利用の制限等）

2-1 “がけ崩れ”対策（『ハード対策』と『ソフト対策』）

ハード対策

急傾斜地法（昭和44年7月）



崩壊防止施設等の整備



ハード対策の例／法枠工

Kanagawa Prefectural Government

ソフト対策

土砂災害防止法（平成13年4月）



神奈川県

基礎調査の実施
警戒区域等の指定
特定開発行為の許可など



横浜市

情報伝達、避難体制の整備
建築物の構造規制



2-2 『ハード対策』の実施状況



2-3 『ソフト対策』 法律施行のきっかけ

平成 11 年 6 月 29 日 : 広島災害

集中豪雨が広島市、呉市等を襲い、325箇所で**土石流**と**がけ崩れ**が同時多発的に発生
24名の方が犠牲となった。これをきっかけとして国が**総合的な土砂災害対策**を検討



平成 13 年 4 月
土砂災害防止法が施行
ソフト対策による土砂災害防止対策



開発行為が山麓にまで及び
住宅地を襲ったがけ崩れ等
(平成11年6月末豪雨による広島市の被災状況)
Kanagawa Prefectural Government



2-4 警戒区域等の指定について

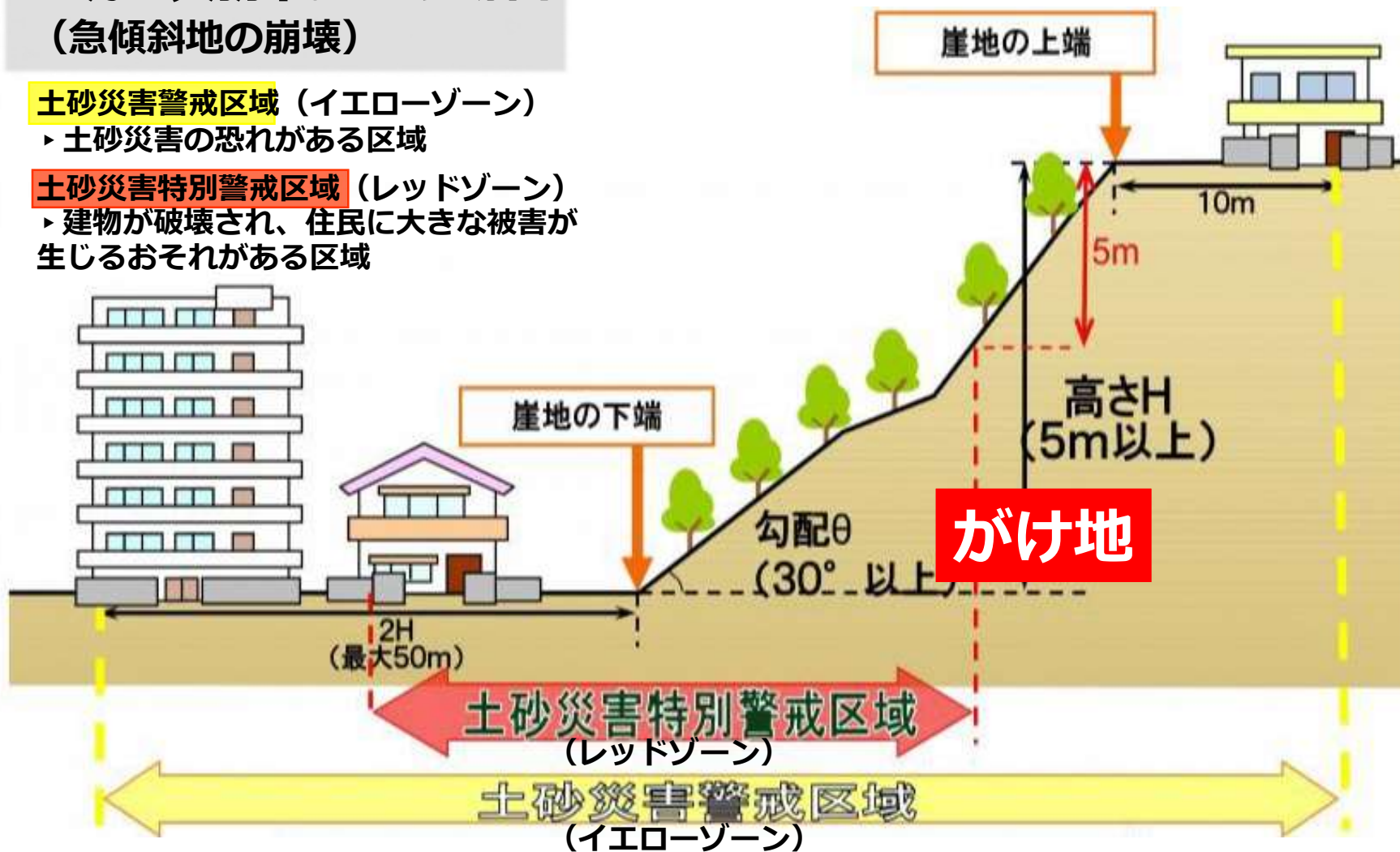
“がけ崩れ” の場合 (急傾斜地の崩壊)

土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)

・土砂災害の恐れがある区域

土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)

・建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域



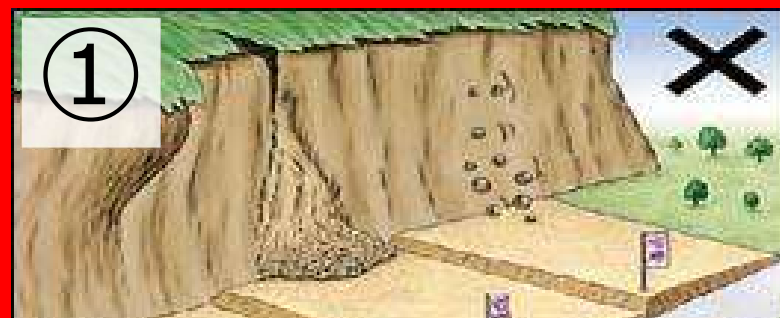
2-5 警戒区域等に指定されると（土地利用の制限等）

イエローゾーン

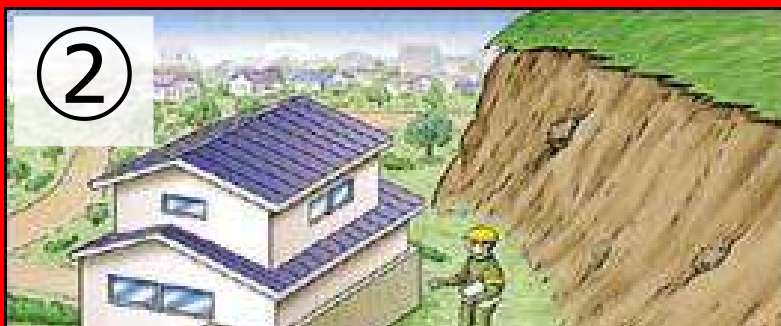


警戒避難体制の整備／横浜市

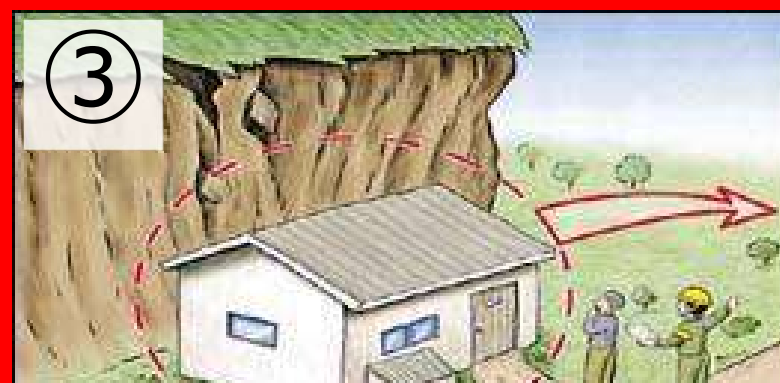
レッドゾーン



① 特定開発行為に対する許可制
／神奈川県



② 建築物の構造規制
／横浜市・民間の確認検査機関



③ 建築物の移転勧告等／神奈川県

2-5 警戒区域等に指定されると（土地利用の制限等）

イエローゾーンでは

警戒避難体制の整備（横浜市）



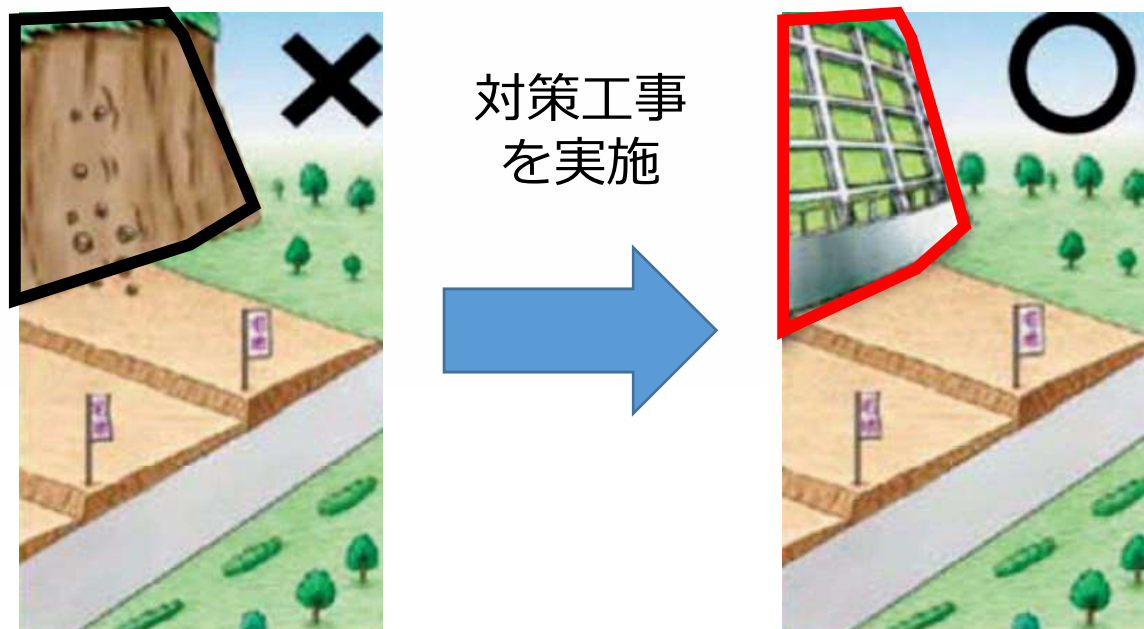
2-5 警戒区域等に指定されると（土地利用の制限等）

①

レッドゾーンでは

特定開発行為の許可（神奈川県）

- ・ 宅地分譲や病院、福祉施設などを建築するための開発行為は、基準に従ったものに限って許可

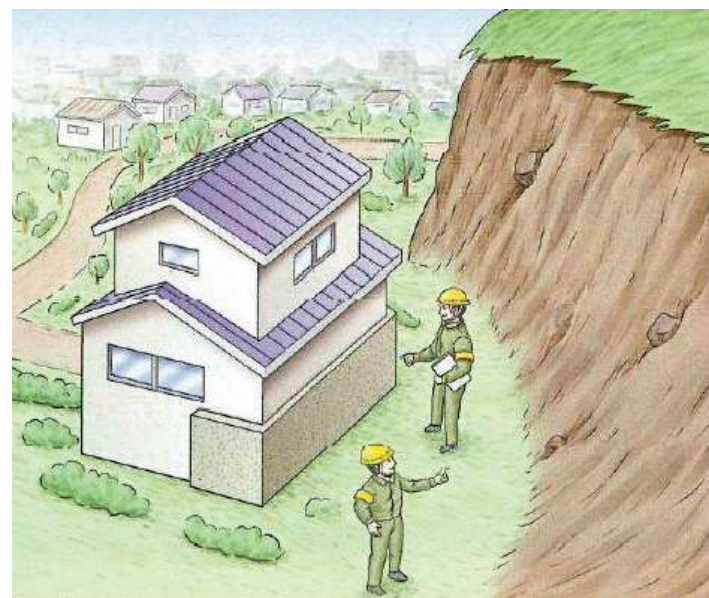
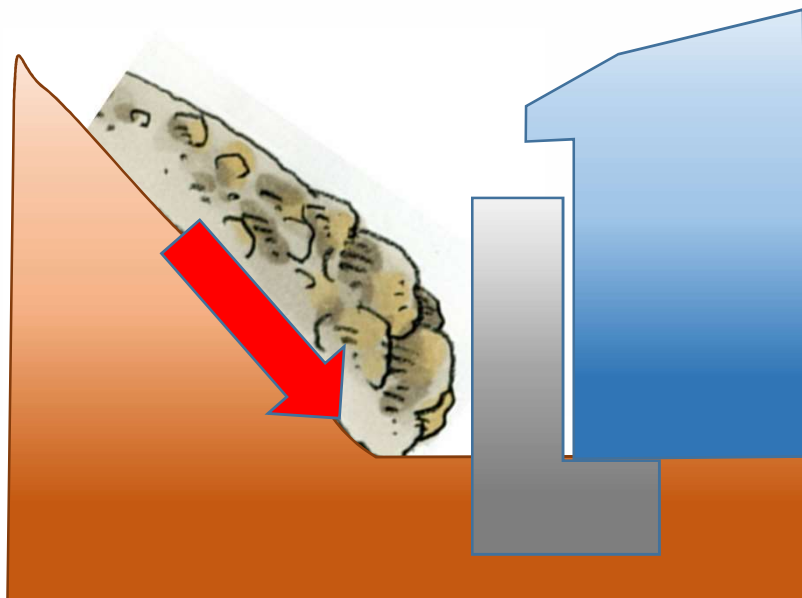


2-5 警戒区域等に指定されると（土地利用の制限等）

②

レッドゾーンでは

指定結果に基づく建築指導
(横浜市・民間の確認検査機関)



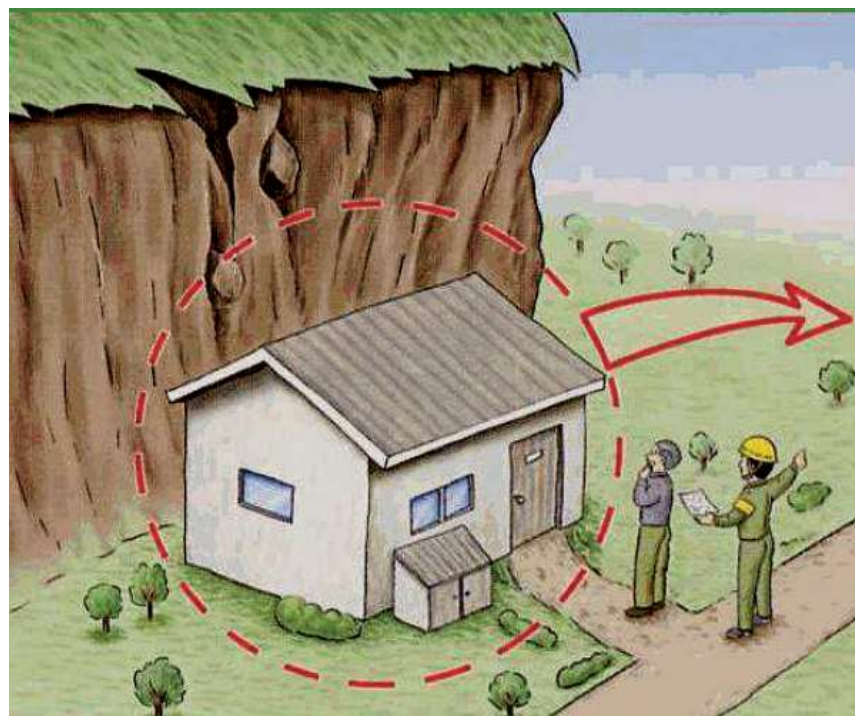
2-5 警戒区域等に指定されると（土地利用の制限等）

③

レッドゾーンでは

建築物の移転勧告（神奈川県）

- ・ 危険が喫緊に迫った場合、**移転勧告**を検討



～内容～

3 横浜市内の区域指定と見直し調査について

- 3-1 見直し調査の概要について
- 3-2 横浜市内（18区別）見直し調査に係る取組状況
- 3-3 見直し調査から区域指定までの流れ

3-1 見直し調査の概要について

土砂災害防止法第4条（要約）

基礎調査とは、県が、国の定めた基本指針に基づき、**おおむね5年ごと**に、土砂災害警戒区域および、土砂災害特別警戒区域の指定に必要な**地形等の状況に関する調査を行うもの**です。



横浜市内18区の土砂災害警戒区域等の指定が完了



基礎調査の**見直し調査**を実施

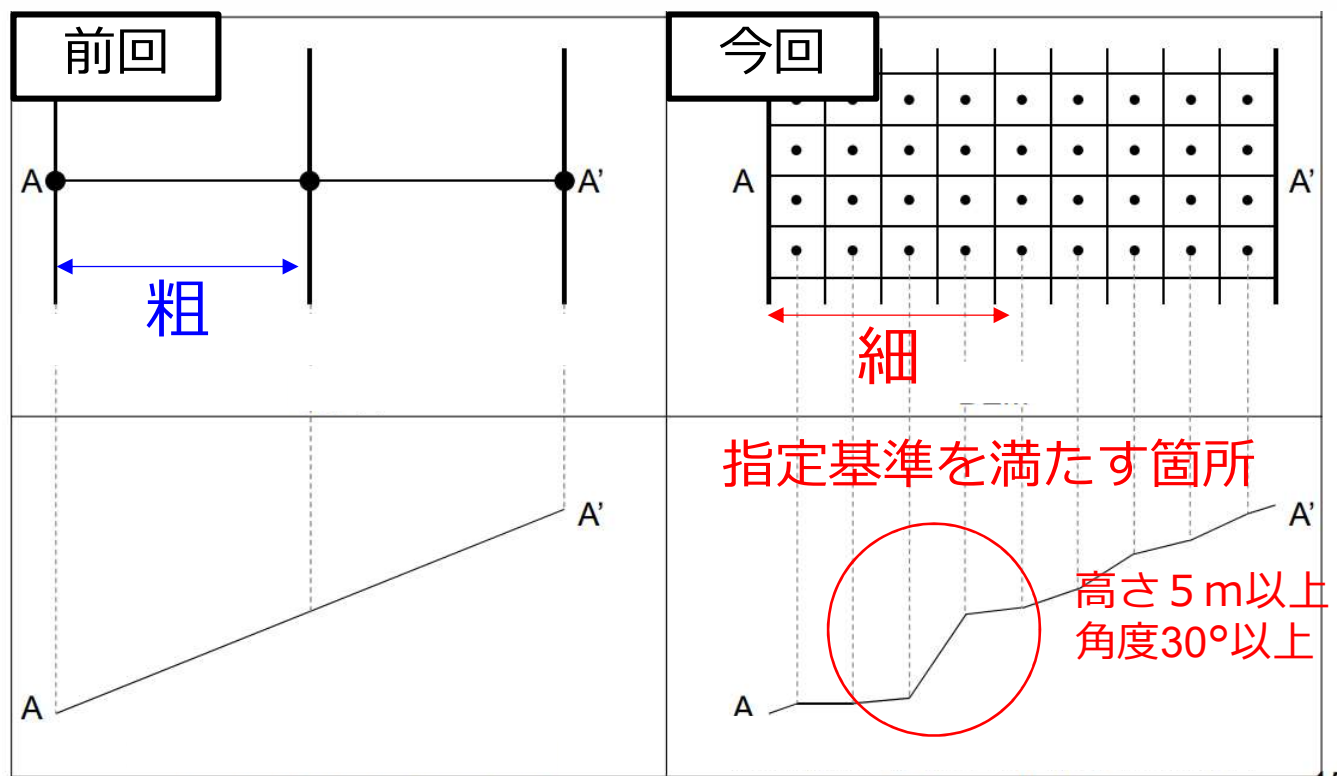
3-1 見直し調査の概要について

国の定める土砂対策基本指針が改訂（R2.8）

より詳細な地形図を使用して、区域の指定基準を満たす箇所の抽出精度を向上させること

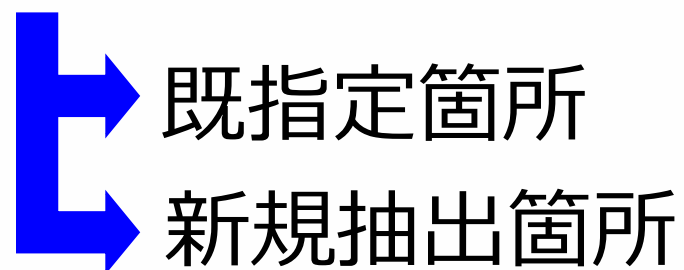
イメージ図

※R1.12 国土交通省土砂災害防止対策小委員会資料参照



3-1 見直し調査の概要について

現地調査の実施



指定要件の確認

- ・ がけ地の高さ (5m以上)
- ・ がけ地の角度 (30°以上)
- ・ 対策施設の有無



調査イメージ
左：対策施設確認
下：地形確認

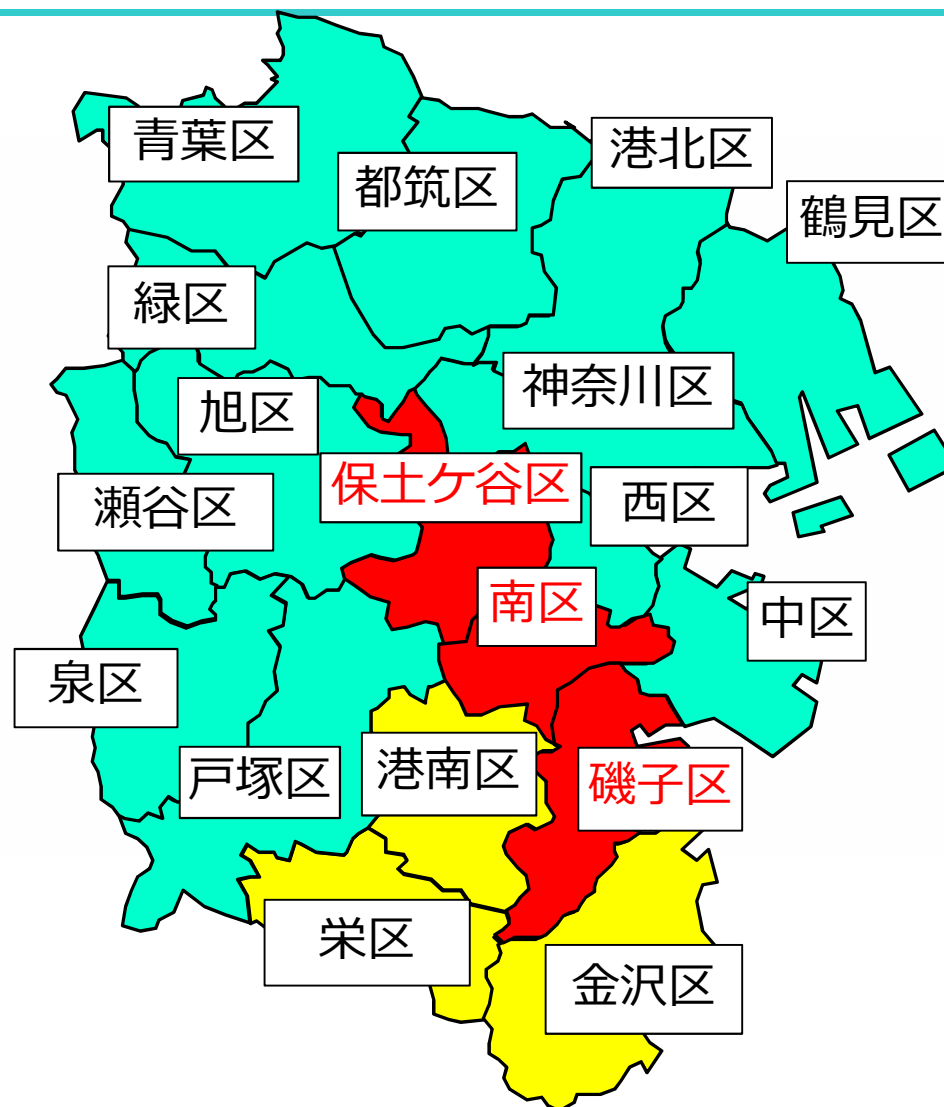


3-2 横浜市内（18区別）見直し調査に係る取組状況

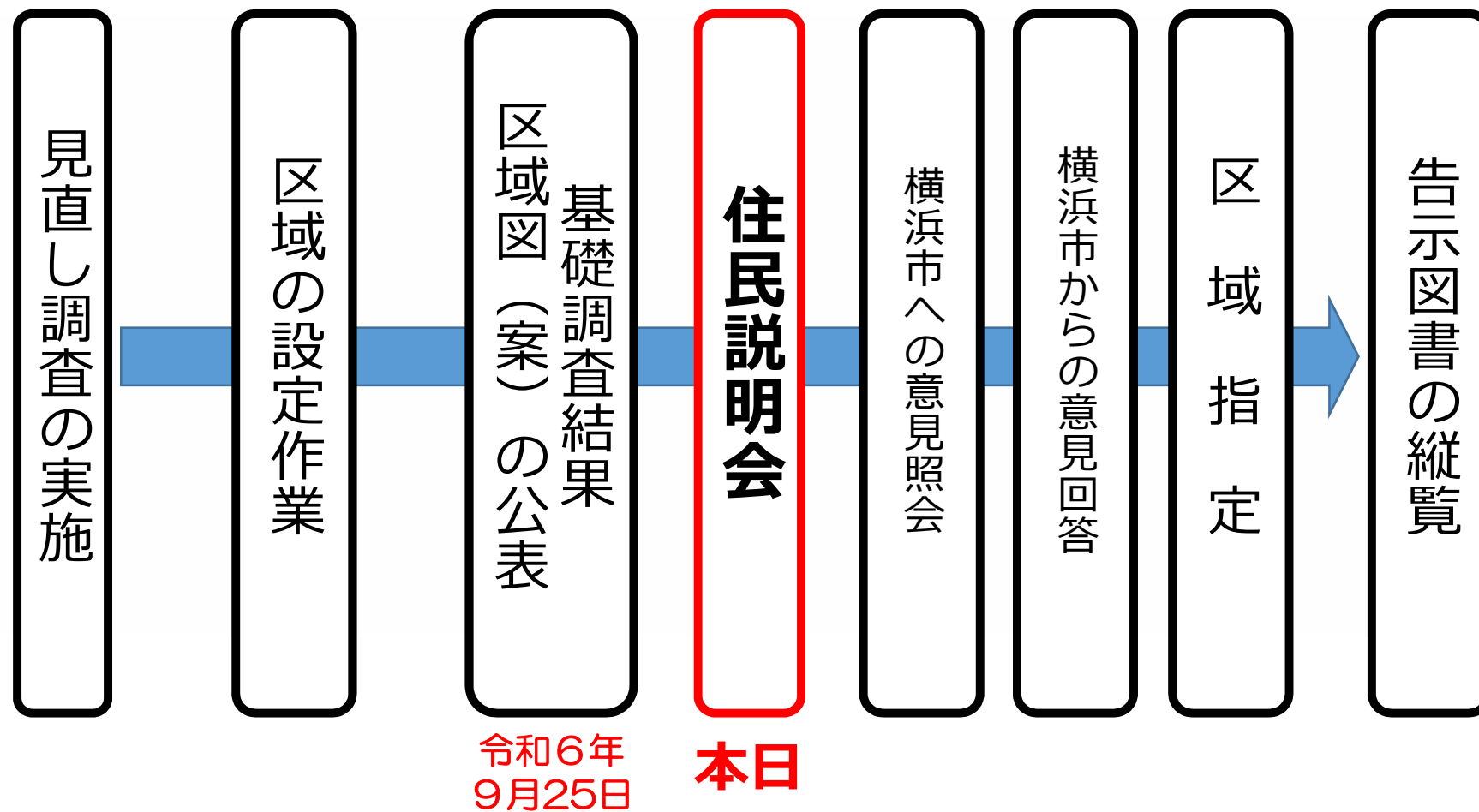
凡 例

- 調査結果公表中（計3区）
（南、磯子、保土ヶ谷）
- 現地調査実施中（計3区）
（金沢、栄、港南）
- 現地調査準備中（計12区）
（港北、中、瀬谷、西、泉、旭、緑、都筑、神奈川、青葉、鶴見、戸塚）

2024年9月25日 現在



3-3 見直し調査から区域指定までの流れ

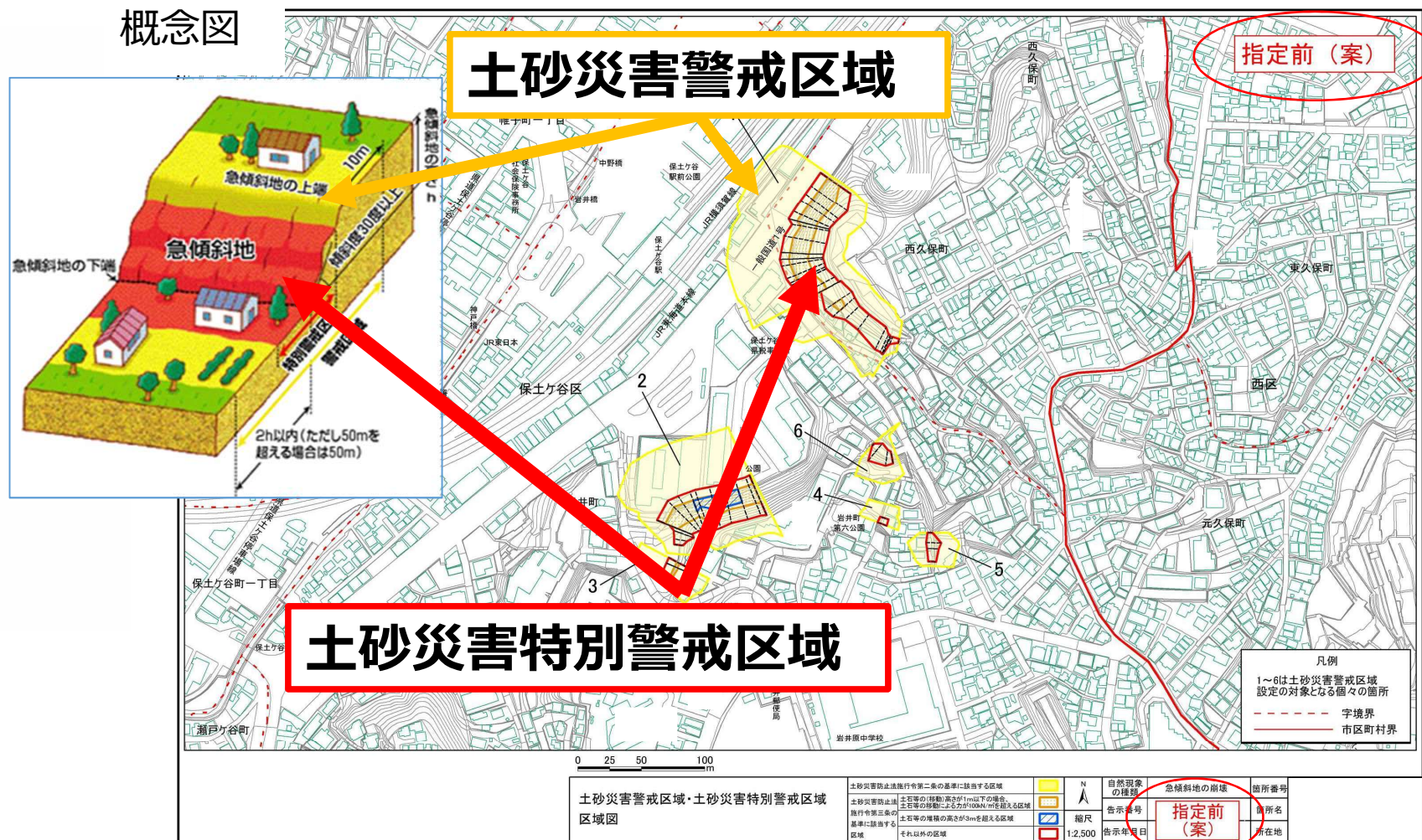


～内容～

4 区域図(案)の公表

- 4-1 区域図(案)【例】
- 4-2 区域図(案)の閲覧方法(インターネットを利用)
- 4-3 区域図(案)の閲覧窓口

概念图



4-2 区域図(案)の閲覧方法(インターネットを利用)

資料2 ウェブサイトによる公表した土砂災害警戒区域等の検索方法

ウェブサイトによる公表した土砂災害警戒区域等の検索方法

検索サイトを使って「神奈川県土砂災害情報ポータル」で検索

神奈川県土砂災害情報ポータル **検索**

検索結果「神奈川県土砂災害情報ポータル」をクリック

愛 神奈川県土砂災害情報ポータル

1 土砂災害に備えて
2 雨が降り始めたら
3 大雨になったら

①「土砂災害のおそれのある区域」をクリック

②調べたい住所を入力して
をクリック

③住所検索結果の赤いマークをクリックすると、対象の地域まで地図が自動で拡大されます。

住所検索について
検索システムの精度上、対象住所が該当しない場合がございます。
また、「〇〇1-1-1」で結果が得られない場合、「〇〇1-1」や「〇〇1」のように検索項目を減らして近隣の住所から調べていただきますようお願いいたします。

裏面へつづく

資料2

1

④「上記等情報をさらに細かく選択する」をクリック

⑤「(指定予定)土砂災害警戒区域・特別警戒区域」をチェック

⑥「設定」をクリック

「指定済みの斜面」から「指定予定の斜面」に表示を切り替え

⑦区域図をクリック

指定予定の範囲は破線で表示されます。確認したい区域をクリックすると右の「検索結果」が表示されます。

「区域図(案)」が表示される

【留意事項】
地図上に表示されている区域は正確な位置を示していない場合がございますので、必ず区域図(案)でご確認ください。

【神奈川県土砂災害情報ポータルに関する問合せ先】
神奈川県砂防課 045(210)6505
8:30~12:00 13:00~17:15(土・日・祝日を除く)

2

4-2 区域図(案)の閲覧方法(インターネットを利用)

検索サイトを利用し、
『神奈川県土砂災害情報ポータル』と検索

神奈川県土砂災害情報ポータル

検索

4-2 区域図(案)の閲覧方法(インターネットを利用)

『神奈川県土砂災害情報ポータル』が表示される

神奈川県土砂災害情報ポータル
土砂災害から「いのち」を守るために知っていただきたいこと

ホーム お役立ち情報

1 土砂災害に備えて

○お住まいの場所が、土砂災害のおそれのある区域か調べる。

※大雨や地震により、土砂災害のおそれが高まる区域

※各種データの最新の日付等は、「更新情報」参照

土砂災害のおそれのある区域
更新日 令和6年7月30日

路を調べる。

土砂災害ハザードマップ

2 雨が降り始めたら

○土砂災害警戒情報や雨量の情報を注意する。

※大雨による土砂災害の危険度が高まった時に、「土砂災害警戒情報」が発表されます。

土砂災害の危険度
(土砂災害警戒情報を補足する情報)

雨量の情報

3 大雨になったら

○大雨時や土砂災害警戒情報が発表された際には早めに避難する。

○夜間に大雨が予想される際には暗くなる前に避難する。

土砂災害警戒情報の発表状況

現在、土砂災害警戒情報の発表はありません。

[土砂災害警戒情報\(気象庁\)](#)

△ご利用上の留意事項

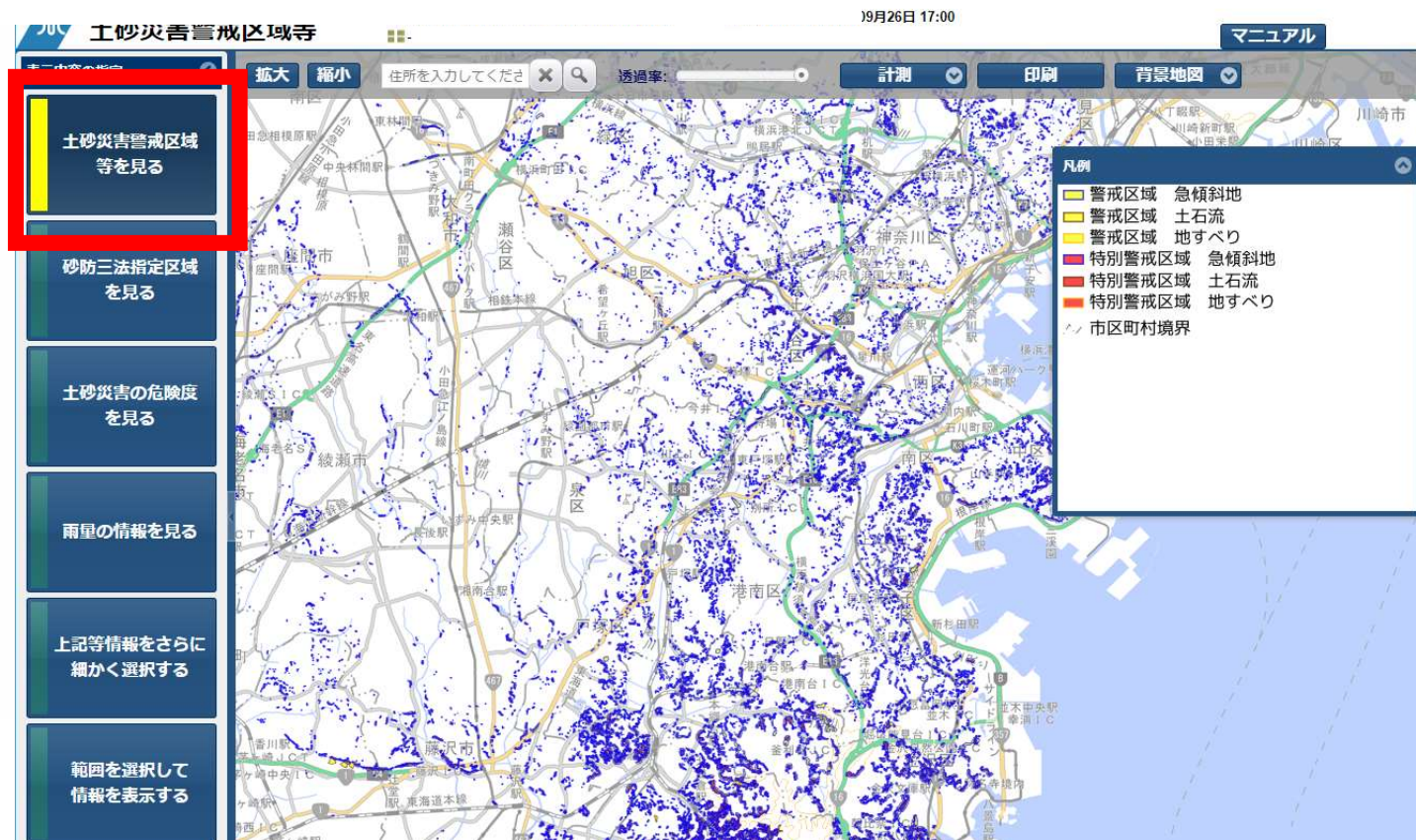
利用規約 用語の解説

操作方法(簡易版) よくある質問

『土砂災害のおそれのある区域』をクリック

4-2 区域図(案)の閲覧方法(インターネットを利用)

神奈川県の地図が表示される



『土砂災害警戒区域等を見る』になっていることを確認

4-2 区域図(案)の閲覧方法(インターネットを利用)

例：“神奈川県庁” 周辺の地図を表示する場合



- ① “横浜市中区日本大通1” と入力
- ② Qボタンをクリック
- ③ “地名等検索結果” が表示される
- ④  マークをクリック

4-2 区域図(案)の閲覧方法(インターネットを利用)

例：“神奈川県庁” 周辺の地図を表示する場合

神奈川県土砂災害警戒情報システム

土砂災害警戒区域等

表示中：土砂災害警戒区域・特別警戒区域
表示中の市町村：横浜市中区

更新日時：2024年09月12日 16:00

凡例
マニュアル

表示内容の指定

- 土砂災害警戒区域等を見る
- 砂防三法指定区域を見る
- 土砂災害の危険度を見る
- 雨量の情報を見る
- 上記等情報をさらに細かく選択する
- 範囲を選択して情報を表示する
- 条件を指定して情報を表示する

拡大 縮小 神奈川県庁

透過率: 計測 印刷 背景地図

地名等検索結果

位置	住所	名称	種別
📍	横浜市中区日本大通1	神奈川県庁	国・都...
📍	横浜市中区日本大通1	神奈川県庁	公共施設

検索住所

4-2 区域図(案)の閲覧方法(インターネットを利用)

⑤公表中（指定予定）の区域のみを表示する

表示内容の指定

- 土砂災害警戒区域等を見る
- 砂防三法指定区域を見る
- 土砂災害の危険度を見る
- 雨量の情報を見る
- 上記等情報をさらに細かく選択する

表示中の市町村：横浜市西区

さらに情報を細かく選択する

危険度・雨量状況

- 土砂災害警戒情報
 - 土砂災害警戒判定メッシュ情報（1kmメッシュ）
 - 土砂災害警戒判定メッシュ情報（5kmメッシュ）
- 気象台雨量情報
 - 降水ナウキャスト表示
 - 速報版解析雨量表示
 - 土壌雨量指数表示
- 水位雨量情報
 - 雨量局

警戒区域・法指定区域等

- 土砂災害警戒区域・特別警戒区域
 - 急傾斜地の崩壊
 - 土石流
 - 地すべり
 - (指定予定)土砂災害警戒区域・特別警戒区域
 - 急傾斜地の崩壊
 - 土石流
 - 地すべり
- 法指定区域
 - 急傾斜地崩壊危険区域
 - 地すべり防止区域

設定 閉じる

上記等情報をさらに細かく選択する



4-3 区域図(案)の閲覧窓口

神奈川県

① **県土整備局**

河川下水道部

砂防課

② **横浜川崎治水事務所**

急傾斜地第一課

横浜市

③ **建築局 企画部**

建築防災課

4-3 区域図(案)の閲覧窓口

神奈川県 ①県土整備局 河川下水道部 砂防課

所在地

〒231-8588

横浜市中区日本大通 1

新庁舎11階

045-210-1111 (代表)

045-210-6505 (直通)

窓口時間 (平日のみ)

8:30~12:00

13:00~17:15

県庁舎へのアクセス



4-3 区域図(案)の閲覧窓口

横浜市 ③建築局 企画部 建築防災課

所在地

〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10

横浜市庁舎25階

045-671-2948

窓口時間（平日のみ）

8：45～12：00

13：00～17：15



その他

資料3～土砂災害に備えていただくために～

～土砂災害に備えていただくために～

神奈川県では、土砂災害に備えていただくため、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の見直しのため、基礎調査を進めています。

【基礎調査とは（抜粋）】（土砂災害防止法 第4条）
基礎調査とは、県が、国の定めた基本指針に基づき、おおむね5年ごとに、土砂災害特別警戒区域および、土砂災害警戒区域の指定に必要な地形等の状況に関する調査を行うものです。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）とは
急傾斜地の崩壊が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されると...

【自治体】

1. 市町村地域防災計画への記載
2. 要配慮者利用施設における警戒避難体制
3. 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底
4. 宅地建物取引における措置

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）とは
急傾斜地の崩壊が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されると...

【自治体】

1. 特定開発行為に対する許可制
2. 建築物の構造規制
3. 建築物の移転等の助成及び支援措置
4. 宅地建物取引における措置

【区域指定までの流れ】

◎よくあるお問合せ

Q1. なぜ、この時期に区域の見直しを行うの？
A1. 土砂災害防止法では基礎調査をおおむね5年ごとに行うことから、前回指定した時期の早い区から順次基礎調査を進めています。

Q2. 前回の調査からがけ地及び周辺の状況が変わっていないのに、土砂災害警戒区域等の区域の形が変わったり、新たに区域が公表されたのはなぜか？
A2. 令和2年8月に土砂災害防止対策基本指針が変更され、土砂災害警戒区域等の指定基準を満たすがけ地の抽出精度を向上させるため、より詳細な地形図を用いて調査を進めることになりました。これにより、がけ地及び周辺の状況が変わっていない場合でも、区域の形が変わったり、新たに公表の対象となっている場合があります。

Q3. 土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定が無ければ安全なの？
A3. 土砂災害警戒区域等は、土砂災害防止法に基づき、一定の要件（がけの傾斜30度以上や高さ5m以上）を満たす区域を指定するものです。したがって、土砂災害警戒区域等に指定されていないことをもって、土砂災害の危険性が全くないとは言えません。

Q4. 土砂災害特別警戒区域に指定されたら、行政がなにか対策をとってくれるの？
A4. 土砂災害防止法の目的は、ソフト対策を推進しようとするものです。土砂災害特別警戒区域に指定されると、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制されます。ただし、急傾斜地が自然崖であり、がけの高さや保全人家等一定の条件を満たせば、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法）に指定して、県による防災工事が可能となります。個別に相談いただければ、現地確認等を行います。

Q5. 土砂災害警戒区域等に指定された場合、資産価値の低下に対する補償はあるの？
A5. 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定は、その土地が本来持っている性質（危険性）を明確にするもので、指定に対する経済的な補償はありません。

Q6. 建築物の建替えや増改築の構造規制とは？
A6. 自宅の建替えや増改築等をするとき、建物への直接的な影響を小さくする擁壁や建物自体の構造強化などが、皆様のご負担で必要になります。

Q7. 土地の売買は出来るの？
A7. 売買は出来ませんが、特定開発行為を行う場合は一定の制限があります。

Q8. 土砂災害特別警戒区域に指定されると、税金はどうなるの？
A8. 3年に1度の固定資産税と都市計画税の見直しで土砂災害特別警戒区域を考慮して税額が決定されます。

◎土砂災害特別警戒区域に関するお問合せ以外によくあるお問合せ

Q9. 斜面上部、斜面内、斜面下部にそれぞれ別の地権者がいて、斜面上部が崩れて斜面下部に被害があった時、責任の所在はどうなるの？
A9. 崩れた斜面の所有者に、管理責任が生じる場合があります。

Q10. 斜面に生えている木を切ってくれないの？
A10. 斜面の土地所有者の管理になりますので、土地所有者にお問い合わせください。

※ 上記以外にも「よくある質問と回答」をホームページに掲載しています。
詳しくは、横浜川崎治水事務所ホームページをご参照ください。

<問合せ先>

神奈川県横浜川崎治水事務所 急傾斜地第一課
電話：045-411-2520 8:30～17:15（土・日・祝日を除く）

横浜川崎治水事務所

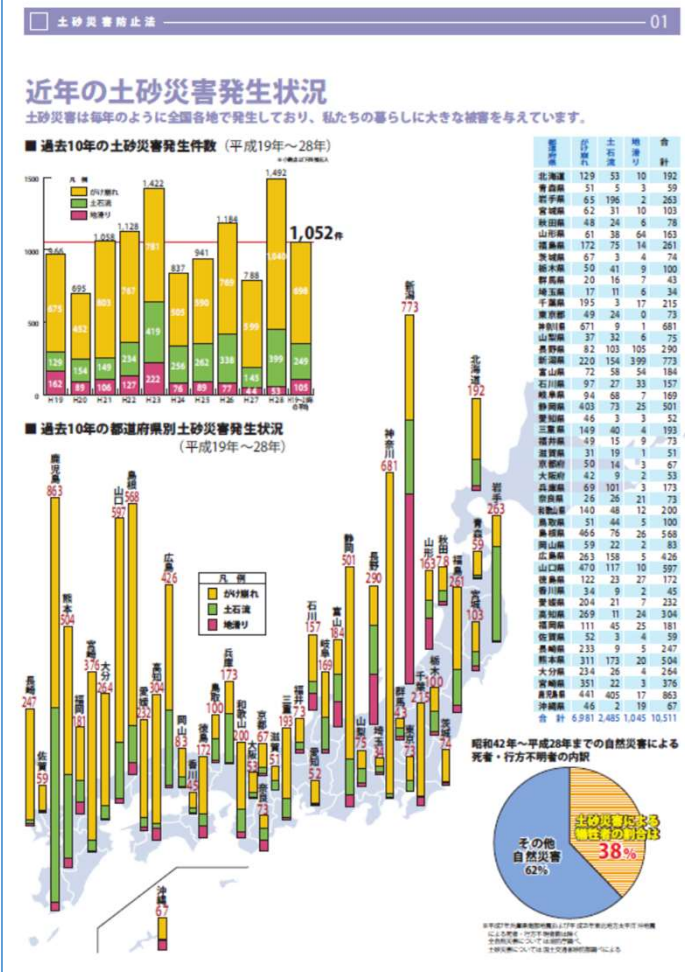
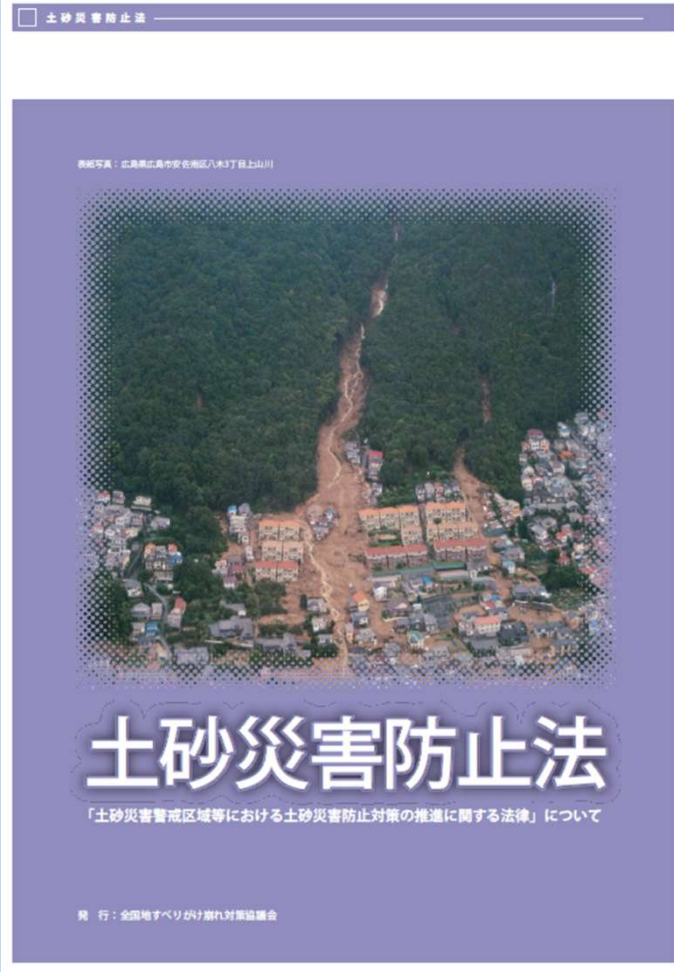
検索

で検索



その他

パンフレット 土砂災害防止法





ご清聴ありがとうございました